

相次ぐ米軍構成員等による女性への性的暴行を含む犯罪事件に関する抗議決議

昨年12月、米軍嘉手納基地所属の空軍兵が県内に住む16歳未満の少女を車で連れ去り、性的暴行を加えたとして、わいせつ誘拐及び不同意性交等の罪で那覇地方検察庁が起訴していたことが、今年6月の報道により発覚した。本件は、被害者が未成年であったことからも保護者をはじめ地域社会に不安と衝撃を与えており、同事案の発覚に伴い、令和5年1月から令和6年5月末までの間で、性的暴行事件が、ほかに4件存在することが新たに判明し、女性の尊厳と人権を踏みにじる蛮行に県民の怒りが広がっている。

女性に対する性的暴行は、被害者への肉体的、精神的な苦痛を与えることのみならず、人間として尊厳を踏みにじる極めて悪質な犯罪である。さらに、直近では米軍構成員等による飲酒に絡む事件等が多発しており、浦添市民が巻き込まれた暴行事件も発生している。

本市議会は、米兵等による事件が発生するたびに幾度となく綱紀粛正、再発防止及び関係者への教育等を徹底するよう強く申し入れて来ており、それにもかかわらず、またしてもこのような凶悪事件が相次いで発生したことは、米軍の管理体制や隊員に対する人権教育の取組姿勢だけでなく、組織の人権意識に問題があると言わざるを得ない。

よって、本市議会は、相次ぐ米軍構成員等の事件に対し満身の怒りを込めて抗議するとともに事件・事故の実効性ある再発防止に向けて下記のとおりの内容を確実に実行に移すことを強く強く要求する。

記

- 1 被害者への謝罪及び完全な補償を行うこと。
- 2 被害者への丁寧な精神的ケアを行うこと。
- 3 米軍構成員等の綱紀粛正の徹底及び夜間外出の規制など、抜本的かつ具体的で実効性のある再発防止策を示すこと。
- 4 米軍構成員等による犯罪事案については、今後、被害者のプライバシーを守ることを第一としつつ、沖縄県及び関係市町村への迅速な通報ができるよう、日米合同委員会において調整を行い、確実な措置をとること。
- 5 日米地位協定の抜本的な改定をすること。
以上、決議する。

令和6年10月28日

浦添市議会

宛先

米国大統領、米国国防長官、米国国務長官、在日米国大使、在日米軍司令官、在日米軍沖縄地域調整官、在沖米海兵隊太平洋基地司令官、在沖米国総領事